

今後に向けて

平成 27 年度に発行した研究報告書（1 年次）で提案したように、児童生徒の学びを質の高い学びとするためには、教師自身が「児童生徒が学ぶとは」を捉え直し、「児童生徒はどのように学ぶか」についての、自身のものの見方を変えること（観の転換）が必要である。そのために、本研究報告書の第 1 章から第 3 章までにおいては、探究型学習推進に向けた研修の在り方のモデルの一例を示してきた。これは、県教育センターが各学校における探究型学習の授業づくりやカリキュラム・マネジメントをどうすれば支援できるかについて研究してきた成果である。

ここでは、本研究における平成 29 年度の方向性を考えていく。

1 探究型学習を推進するための研究の枠組み

(1) 第 6 次山形県教育振興計画における位置付け

平成 27 年 5 月に策定した「第 6 次山形県教育振興計画」における基本方針Ⅲ「社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する」では、次のようにねらいを述べている。

変化が激しく多様化が進むこれからの社会を主体的に生きぬくためには、自ら考え、主体的に判断し、柔軟かつ的確に対応する力が不可欠であり、その基盤をして、確かな学力を育成することが求められています。

教育内容や教育方法の一層の充実を図り、子どもたちに基礎的・基本的な知識や技能の習得はもちろん、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等を含めた確かな学力を身に付けさせます。

(p. 45、下線は引用者による。)

「確かな学力」とは、学校教育法第 30 条 2 項に示されている、いわゆる「学力の 3 要素」である。探究型学習を推進することは、児童生徒に「生きる力」、特に「確かな学力」をバランスよくはぐくみ、「学び続ける人」としての基盤を培っていくことである。

バランスよく学力の 3 要素を育成することは、現行学習指導要領においても、また平成 28 年 12 月 21 日の中央教育審議会より出された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」

（以下、答申と表す）でも大切にされていることである。現在、本県が探究型学習を推進することにより目指しているものと現行学習指導要領や次期学習指導要領が目指すゴールがほぼ同じであることは改めて確認するまでもない。答申において「子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができるようにするため、子供たちが『どのように学ぶか』という学びの質を重視した改善を図っていくこと」が示されている。

答申では、児童生徒の学びの在り方について次のように述べられている。

- 学びの質を高めていくためには、第 7 章において述べる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、日々の授業を改善していくための視点を共有し、授業改善に向けた取組を活性化していくことが重要である。
- これが「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善であるが、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善にとどまるものではなく、子供たちそれぞれの興味や関心を基に、一人一人の個性に応じた多様で質

の高い学びを引き出すことを意図するものであり、さらに、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習の在り方そのものの問い直しを目指すものである。

(p. 26、下線は引用者による。)

下線が示すことは教師の授業観の転換の必要性であり、研究報告書(1年次)第1章で述べた「探究型学習の背後にあるもの」(pp. 5-6)と同じことを意味している。

探究型学習を推進する上で、児童生徒の思考に寄り添いながら授業を構想し実践していくことは不可欠である。そのために、教師自身が「児童生徒が学ぶとは」を捉え直し、「児童生徒はどのように学ぶか」について教師自身の「ものの見方」を変えていくことが必要となるということである。

(2) 次期学習指導要領との関連

答申において、次期学習指導要領等の改善について、次の6点が述べられている。

- ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

(p. 21)

答申で次期学習指導要領等の改善のために求めていることは、児童生徒一人一人の「生きる力」として、「何を学ぶか」という学習内容の見直しに加え、「どのように学ぶか」という主体的・対話的で深い学びの視点から学習過程を改善により、「何ができるようになるか」という新しい時代に必要となる資質・能力を育成することである。平成27・28年度の長期研修生は、このことを意識しながら授業づくりを行ってきたことは前述のとおりである。

また、授業づくりの基本は、児童生徒観、教材観、指導観を丁寧に掘り下げながら、児童生徒の思考に寄り添って単元や1時間1時間の授業に臨むことである。長期研修生の実践事例は、この基本に立ち返り、探究型学習の授業づくりへ真摯な姿勢で対峙することで、実践的指導力が向上することを示しているといえる。まさに「学び続ける教師」を体現したものであり、探究型学習推進のねらいが達成されている。

このような実践を分析しながら、探究型学習によって児童生徒にはぐくみたい資質や能力は何かを、改めて整理していくことも今後必要となるであろう。その整理においては、次期学習指導要領に示されている「育成すべき資質・能力」との関連も明らかにしていく必要がある。

2 探究型学習の授業づくりを行い実践する中核となる教員を育成し、支援するための仕組みづくり

(1) 教員の資質能力の向上に向けて

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申)」(中

央教育審議会（平成24年8月28日）において、これからの教員に求められる資質や能力は次のように整理されている。

- (i) 教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力（使命感や責任感、教育的愛情）
 - (ii) 専門職としての高度な知識・技能
 - ・ 教科や教職に関する高度な専門的知識（グローバル化、情報化、特別支援教育その他の新たな課題に対応できる知識・技能を含む）
 - ・ 新たな学びを展開できる実践的指導力（基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため、知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力）
 - ・ 教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力
 - (iii) 総合的な人間力（豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力）
- （pp. 2-3、下線は引用者による。）

探究型学習を通して児童生徒が思考力・判断力・表現力を高めるためには、教師による授業デザインが鍵となる。「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」では、取り組むべき課題として、このような資質能力を有する、新たな学びを支える教員の養成及び「学び続ける教員像」の確立が必要であること、教科や教職に関する高度な専門的知識や、新たな学びを展開できる実践的指導力を育成するためには、教科や教職についての基礎・基本を踏まえた理論と実践の往還による教員養成の高度化が必要であることが挙げられている。

(2) 先進的な事例から

① 国立教育政策研究所の調査報告書における教員研修プログラムの例

「教育委員会と教員研修プログラムに関する調査報告書」（国立教育政策研究所 平成28年3月）では、これからの時代に学び続ける資質・能力をもった子供をはぐくむためには、教員も、教員を支える研究者・教育行政関係者も学び続ける必要があるとしている。その調査報告書においては、継続的な授業改善を行うことができる教員育成を目指した教員研修プログラムの検討がなされ、プログラムとそれを支える研修システムの在り方が示されている。次はその概要の一部である（下線は引用者による）。

教育委員会と大学の連携による教員研修プログラム例：埼玉県と鳥取県

ほぼ同内容の教員研修プログラムを展開する埼玉県と鳥取県を取り上げ、その高等学校教員対象研修を比較した。

（中略）

両県の研修システム面を検討したところ、埼玉県では図3のように初任者研修が他の中核事業や管理職研修、指導主事研修（図3中白抜き四角）と多面的に展開・連携していたのに対し、鳥取県では当該研修が他の研修と結び付きにくい体制となっていることが分かった（図4）。

以上より、システム面での「持続性*¹」や「重層性*²」が受講者の自発的な「発展性*³」を生み、様々なライフステージにある教員が互いを学びのリソースとしながら継続的に学び続けることを促すことが示唆された。

（後略）

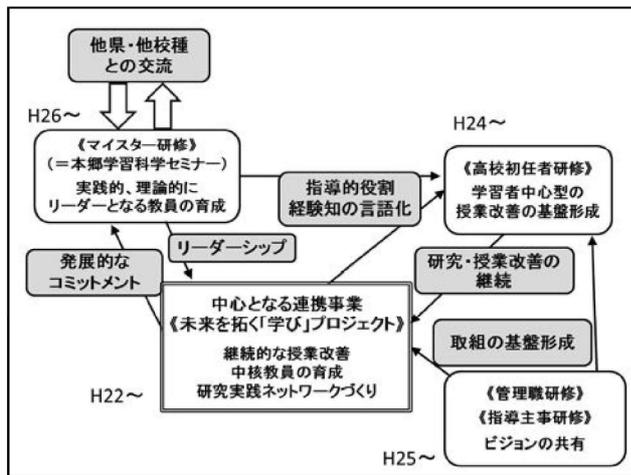


図3 埼玉県の協調学習関連研修システム

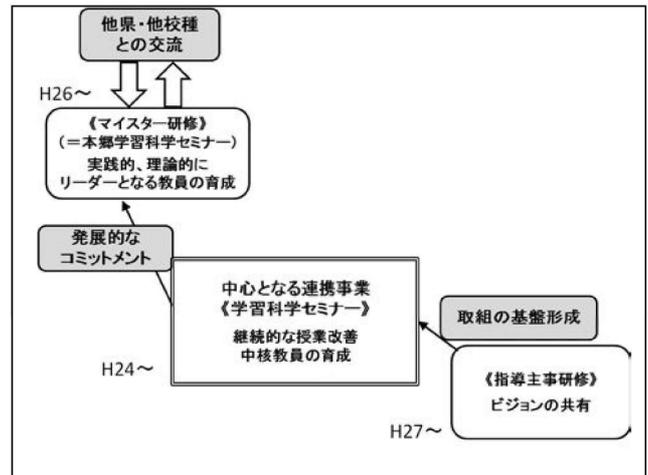


図4 鳥取県の協調学習関連研修システム

引用者注

- * 1 研修受講者が研修後にいかなる学習機会を持つかまでを見越して、その機会を準備することで保証される学びの持続性ということ。
- * 2 受講者が学んだ内容について実践を行い、結果について様々な角度から語り合うことができるように、初任者・管理職・指導主事など多層的な関係者が研修に関わり内容を理解すること等で保証される重層的な基盤形成ということ。
- * 3 受講者が同程度の熟達度（例えば初任者同士）で交流できるなど、ニーズに応じた水平展開ができること等で促進される学びの発展性ということ。

図3の埼玉県の全体計画からわかることは、中心となる連携事業である「未来を拓く『学び』プロジェクト」がマイスター研修や高等学校初任者研修、管理職研修と、有機的に、かつ明確なねらいを持って関連付けがなされながら実施され、各高等学校の授業改善を支えているということである。

② 他県教育委員会における取組みの事例

ここでは、「教育委員会と教員研修プログラムに関する調査報告書」で取り上げられていた埼玉県教育委員会における教員研修プログラムについてまとめる。埼玉県教育委員会は、県立高等学校を主な対象として、平成27年度から5年間の事業として、「未来を拓く『学び』推進プロジェクト」に取り組んでいる。次は、埼玉県のWebページに紹介されている事業概要である。

○ 目的

生徒のコミュニケーション能力、問題解決能力、情報活用能力など、これからの時代を主体的に生きるために必要な資質・能力の育成を目指し、「知識構成型ジグソー法」による協調学習の授業づくりを中心とするアクティブ・ラーニングに関する研究に取り組む。

○ 概要

- ① 生徒が主体的に学ぶ意欲をはぐくむ授業案等の研究・開発及び検証を行う。
- ② ICTの効果的活用に関する研究を行う。
- ③ 評価の標準化と一般化に向けた研究を行う。
- ④ 授業案等の共同開発や情報共有を行う教員ネットワークを構築する。
- ⑤ 東京大学 大学発教育支援コンソーシアム推進機構をはじめ、大学や研究機関、

企業等の持つ知見を教育現場に活用する。

○ 活動

① カンファレンス等への参加

- ア カンファレンス（2回実施予定）
- イ シンポジウム（1回実施予定）
- ウ 教科ミーティング（1～3回程度実施予定）
- エ 他校の公開研究授業（2～3回程度）

② 授業案等の開発及び再開発

自校内外の研究開発員と協力して、授業案等を開発・再開発する。開発・再開発した授業案等は、開発教材として公開する。

- ア 新たな授業案の開発を行う。
- イ 既存の授業案等の再開発を行うとともに、年間の授業計画への位置付け、効果検証に係る研究を行う。

③ 授業研究の実施

本事業の目的に基づき、研究開発及び授業実践に取り組むとともに、公開研究授業の実施に努める。

④ その他

- ア 研究開発員には、専用ウェブサイトへの入室及び書込み権限を付与する。
- イ 研究開発員には、別途、初任者研修等の指導助言者を依頼することがある。
- ウ 当事業に関する研究開発員の旅費については、高校教育指導課が負担する。

○ 平成28年度研究開発校（102校）

埼玉県立高等学校 97校 埼玉県内の市立高等学校 4校 埼玉県立中学校 1校

（埼玉県教育委員会 Web ページをもとに作成。下線は引用者による。

URL https://ecsweb.center.spec.ed.jp/coref/?page_id=328 平成29年2月13日取得。）

上記より、埼玉県の「未来を拓く『学び』推進プロジェクト」が目指すものと本県における「探究型学習の推進」は同じねらいであることがわかる。

「未来を拓く『学び』推進プロジェクト」の中で注目したい点は、二つある。

一つは、教員のネットワークを構築し、同じ教科の教員どうしの情報共有を図り、「持続性」を担保しながらも、自校における異なる教科の教員の協力による教材開発による「発展性」を含んでいることである。

もう一つは、先行して実践を行っている教員（熟達者）と初任者を研修でつなぐ場を提供することにより「重層性」を生み出していることである。

3 3年次の調査研究に向けて

教員一人一人が、児童生徒にどのような力をはぐくんでいくかを常に念頭に置きながら、探究型学習の授業実践を積み重ね、継続した授業改善を行っていくことにより、山形県の児童生徒に「学び続ける人」の基盤を育成することができる。本報告書で提案してきたことは、授業改善を支える仕組みについてのたたき台である。

長期研修生の授業実践は、実践の結果だけではなく、その授業開発の過程も探究型学習を推進する上で欠かすことができないものである。それは、長期研修生の資質能力を向上させるに留まらず、指導主事の力量をも高めることにつながっているからであり、「重層性」を生み出す仕組みが包含されているためである。

探究型学習を普及・推進するためには、長期研修生が実践したように、各学校において

探究型学習の授業を行える教員を育成する必要がある。その教員を中核として、校内で実践を共有しながら PDCA サイクルを回すことができるようなカリキュラム・マネジメントがなされることが望ましい。県教育センターの取組みとして、各学校の中核となる教員の実践を支えていくことのできる仕組みを構築することができれば、より質の高い学びを児童生徒に提供することが可能となる。つまり、「発展性」を保障することが、県教育センターに求められているのではないだろうか。

本県では「教育マイスター制度」をはじめとした事業や県教育センターにおける探究型学習推進講座Ⅰ、探究型学習推進講座Ⅱ、新規採用校長研修などを行っている。これらの事業や研修を、「持続性」「重層性」「発展性」の視点から捉え直し、関連付けを図ったり改善したりすることにより、探究型学習の授業づくりを行い実践する中核となる教員を育成し、支援するシステムを構築できるのではないだろうか。

このような時流の中、県教育センターには次のようなことが期待されている。

- 探究型学習を通して児童生徒にはぐくみたい資質や能力を整理・分析し、各学校が教育目標の達成のために取り組んでいることとの関連を示すこと（次期学習指導要領等とのつながりも含めて）。
- 各学校において、探究型学習の授業づくりを行い実践する中核となる教員を育成し、支援するための仕組みを構築すること（長期研修生による授業開発も含めて）。
- 学校研究を基本とした各学校のカリキュラム・マネジメントの推進を支援すること。

次年度は、これらについて、山形県教育庁義務教育課、高校教育課、教育事務所、山形県内の各市町村教育委員会と連携しながら取組みを進めていきながら、児童生徒に質の高い学びを提供しようとする教員を支援し、各学校で取り組んでいる教育活動の一助となるべく、次年度の研究を進めていくことを考えている。

山形県教育委員会では、平成 28 年度に行った、探究型学習の推進に係る事業について、次の二つを発行している。

一つは、「探究型学習推進プロジェクト事業（2 年次）研究のあしあと」（山形県教育委員会 平成 29 年 3 月）であり、推進協力校等の特色ある取組み等についてまとめている。

もう一つは、平成 28 年 10 月 5 日を基準日として実施した山形県学力等調査を分析した「平成 28 年度探究型学習の推進 山形県学力等調査 学力調査Ⅰ・Ⅱ 分析と活用」（山形県教育委員会 平成 29 年 3 月）であり、本県の児童生徒の学びの姿が記述してある。

各学校における OJT の推進や授業改善の取組みの際に、本報告書とともにお読みいただきたい。